**別紙１　保育を必要としている事由を証する書類一覧**

これまでは、時間（特に勤務時間）の記入を厳密に求めていなかったが、今後は時間の条件を提示するため、時間についてもきちんと記載をしてもらう必要が出てきたため。

◆事由を証する書類の様式例は、本助成金のホームページ（次のＵＲＬ）内より、ダウンロードできます。

　（就労証明書、求職活動申立書以外の様式例は、認可保育施設入所申込／支給認定申請の際に使用しているものと同じものです。）

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/youchien\_hoiku/kodomoen/hoiku/h28genmen.html

高松市子ども・子育て支援法施行細則第２条（就労時間の下限）に基づく

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育を必要と  している事由 | 事情・条件  これまでは保育を必要とする事由について、証する書類が出てくればＯＫという状況だったが、従来より、事業要領の冒頭に「保育を必要とする児童」という文言があるため、保育を必要とする事由を定めている認可保育施設入所申込に係る支給認定のルールに準じて助成を行うということを整理し、示すもの。 | 事由を証する書類 |
| （１）就労 | ①　会社等勤務、パート、内定、育児休業復帰等  ②　自営業（子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業）を含む。）をいいます。  ③　内職等  **保護者１人当たりの就労時間が、月６４時間以上であることが条件です。**  ※　ただし、就労時間が月６４時間以上とならない勤務先を複数掛け持ちしている場合は、各勤務先における勤務時間を合計し、月６４時間以上とすることも可能です（この場合、各勤務先についての就労証明書が必要となります。）。  **※　育児休業中は、本助成金の対象外です。**  育児休業から復帰される場合、**就労時間が月６４時間以上を満たした月から対象**となります。 | **◆就労証明書　「高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金申請用」様式**  **※**就労証明書の**就労実績欄**の記載について  就労実績は、給料の締め日による実績ではなく、**月初から月末までに実際に働いた日数、時間数**を記入してください。  **＋**  **添付書類**   |  |  | | --- | --- | | **②　自営業の場合** | **営業許可証、請負契約書、取引の相手方が作成した納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付** |   ※　③　内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績（給与支給実績を除く。）について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付してください。  社会保険の加入対象は  週３０時間以上である方  もしくは  週２０時間以上他４条件を満たした方が対象となっているため |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育を必要と  している事由 | 事情・条件 | 事由を証する書類 |
| （２）妊娠・出産 | 妊娠中、又は出産後で間がないため、子どもの保育ができない場合。  **出産予定日が属する月の２か月前から**  **出産後８週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで。** | **◆妊娠・出産申立書**（各種申立書内）  ※　**母子健康手帳の表紙**及び**出産予定日の分かる面の写し**を添付してください。 |
| （３）疾病・障がい | 疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいを有しているため、子どもの保育ができない場合。 | **◆傷病・障がい等申立書**（各種申立書内）  ※　**該当するものの写し**を添付してください。  　（傷病の場合）  ・診断書  　（障がい等の場合）  ・障害者手帳　・療育手帳 |
| （４）介護・看護 | 同居又は長期間入院等をしている親族を、常時介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合。  **保護者１人当たりの介護（看護）時間が、**  **月平均６４時間以上であることが条件です。** | **◆介護（看護）申立書**（各種申立書内）  ※　**該当するものの写し**を添付してください。  ・診断書　　　・介護保険被保険者証  ・障害者手帳  ・療育手帳 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育を必要と  している事由 | 事情・条件 | 事由を証する書類 |
| （５）災害復旧 | 火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合。 | **◆被災証明書等** |
| （６）求職活動 | 求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合。  **求職活動を、保育を必要とする事由として申請する場合は、上半期・下半期それぞれ最長３ヶ月分までの助成となります。** | **◆求職活動申立書**  ※　活動した内容を具体的に記入してください。  ※　活動記録の記入がない月は対象となりません。 |
| （７）就学 | 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合。  **保護者１人当たりの就学時間が、月６４時間以上であることが条件です。** | **◆就学・技能取得等申立書**（各種申立書内）  ※　**在学証明書**及び**カリキュラム等の就学時間を確認できる書類**を添付してください。 |
| （８）虐待・ＤＶ | 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合。 | **◆公的機関が発行する事実を証明できる書類** |